

Title	<書評>谷川稔他著 『規範としての文化：文化統合の近代史』
Author(s)	上垣, 豊
Citation	史林 = THE SHIRIN or the JOURNAL OF HISTORY (1991), 74(1): 135-143
Issue Date	1991-01-01
URL	https://doi.org/10.14989/shirin_74_135
Right	
Type	Journal Article
Textversion	publisher

谷川 稔他著

『規範としての文化——文化統合の近代史』

上垣 豊

「近代社会史研究会」の共同研究の最初の成果が刊行された。評者はこの谷川稔氏等をリーダーとする研究会の末席を汚しているにすぎないが、五百頁を越える大著が日の目を見たことをまずは喜びたい。なによりも大著にもかかわらず、最初通読するのはそれほど苦勞せず、かつ面白く読めたのには、感心した。それだけでも、共同研究の成功を物語っているのではないであらうか。

その書評を担当するという名譽を担ったのだが、いざノートをとって精読してみると、なかなか一筋縄ではいかなかった。評者は一九世紀フランスの、あるマイナーな問題を取り扱っているもので、フランスについても覚束ない状態で、ましてや他の国のことはまったくの素人である。多様な読み方が可能なこの書の、文学部西洋史的な、ひとつの読み方と理解していただければ幸いである。

評

書

まず序論から検討することにしよう。「文化統合の社会史に向

けて」と名うたれた谷川稔氏による序は、社会史への新しいマニフェストという性格をもっている。

最初に日本での社会史研究の現状を分析し、社会史を擁護しながら、一部にみられた過度の「政治（史）アレルギー」は払拭されてよいころだとし、社会史の第二幕の課題として、さまざまな形態の「政治」を視野におさめた広義の「文化」に注目する。そして「本書は近代社会におさめる文化統合の諸問題を史的に考察しようとする試み」であると、この共同研究を性格規定している。

また一九世紀の主権国家から自由になり、「統合するもの」国家」と「統合されるもの」民衆」という二項対立図式をのりこえる必要性が説かれ、「支配文化」のヘゲモニーは複数の指導的文化や民衆文化が重層的に織りなすモザイク模様、ないしは化学反応でいうところの「平衡」のアマルガムであり、「支配文化」の強制は「自発的もしくは無意識的合意」の形成（モラル・ヘゲモニー）という形をとると、アルチュセールが批判されている。

このマニフェストに大筋では賛意を表したが、あえて評者の義務として二点、疑問点をのべておきたい。第一に、「社会的規範」に目をつけたのは慧眼というほかないが、多様な形で使用できるだけに、かえって、すべてを「社会的規範」なるものに流し込んで説明してしまう危険性はないのか、という懸念を抱く。第二に、「西欧的国民国家モデル」から自由になるという必要性は理解できるにせよ、ではその場合、「政治」をどのように、社会史が取り込むのか、なお不分明である。政治は一国内の党派間の争いとして展開されるのが通常なので、なおさらそういう危険を抱く。

第一部「モラル・ヘゲモニー・社会化」の最初に位置する論文は谷川氏の「司祭と教師——一九世紀フランス農村の知・モラル・ヘゲモニー——」である。この論考は、「第三共和政的進歩史観」にも、教師がバナキユラーな文化を庄殺する役割を担ったとする「近代化」批判にも与せず、冷静に司祭と教師、および村長の三者の存在形態、社会的機能、相互の結合関係などを分析し、一九世紀における「文化統合」のローカルな回路の有り様を探ろうとした意欲作である。結論では、八〇年代の文化革命の担い手として立ちあらわれることによって農村の教師が司祭に取って代ったことを指摘し、そのさい、世紀後半のフランス農村に求められていた「知」ないし、「文化」の性質により適格的であったから、教師を軸とする「近代化戦略」が、農村に受け入れられたのだと、指摘している。結論は現在の研究水準から考えると、まず妥当なところであろう。同時に農村の「政治化」をめぐる論争について、「非日常的・例外的事象」に目を奪われていた従来の議論を批判し、「モラル・ヘゲモニー」をめぐる日常的葛藤のなかに「構造的」に組み込まれた農村の「政治」を問題にして、そこから「一九世紀中葉の農村は、政治的にも文化的にも、近代主義者たちが強調するほどに閉ざされたものではなかった」と結論しているのも異論はない。ただ、ヘゲモニー・ブロックの変更だけでなく、全国的な政治と「ローカルな」世界との関係の変化をより明示的に展開するべきであろう。

しかし、この論文の真の価値は、文学作品を巧みに配置し、学

術的な論考においては扱いがたい反教権主義をもうまく処理している点など、序でかかげた方法論にしたがって、モラル・ヘゲモニーのメカニズムの可視化を試みた点にある。なかば歴史学の論文であることをやめ、過去の社会学であることに撤しようとしている点でも、実験的と呼ぶにふさわしい「作品」である。

原田一美氏の「日常的『解放』の畏——ヒトラー・ユーゲントとドイツの若者たち——」は論旨明快で読みやすい論文である。ヒトラー・ユーゲントの魅力を、余暇利用の機会、学校・教会・両親に対する「対抗権威」の側面、さらに階級的な「平準化効果」の点から説明し、さらにより詳しく農村の若者や青年労働者への影響力を論じ、時間的な制約からヒトラー・ユーゲントの活動に参加が困難であったこの階層の若者にとっても、日常性からの脱却の可能性を与えた点を強調し、ただし「対抗権威」としての魅力は、ヒトラー・ユーゲントがあらたな社会規範を強制する側にまわると薄れていったとまとめている。近年、精力的に紹介されている第三帝国の日常史の研究をふまえた論考であり、のべられている歴史的事実についてはどの程度オリジナリティがあるのか専門外の評者には、判断しかねるが、ヒトラー・ユーゲントが若者たちに及ぼした影響力を探ること、とくにその「魅力的側面」を活写することを課題にし、日常的なコンフリクトのなかでモラル・ヘゲモニーがあぶりだされており、その限りでは十分に目的は達せられているといえよう。ただ、「ヒトラー・ユーゲントによる若者の統合の問題には立ち入らない」としているのは問題が残るように思われる。「逸脱行動の数的増加を確認するのはむずかしい」し、たとえばきたとしてもその評価は簡単ではないとい

う事情は理解できるが、歴史の論文のなかであるから、この点の評価は避けては通れないのではなからうか。

第三論文、谷口健治氏の「ドイツ手工業者の子供時代」は一八世紀から一九世紀初めにかけての時代における、ドイツの手工業者が従弟になるまでの生活を検討し、「現代の『学校化』社会にながらるような新しい動きが生まれてきた」、いわば過渡期における文化的な規範を問題にしている。統計的データをもとにしながら、ドイツ手工業者の子供時代が再構成され、手工業者層は人口動態のレベルでは單純再生産に近い動きを繰り返していたこと、中下層の住民の「教育」は大部分が街頭に委ねられていたが、一八世紀後半のドイツの識字率は従来言われてきたこととは反対に、かなり高く、都市の下層住民の子供も、学校とはまったく無縁の存在ではなかったことなど、が確認される。とくに、徒弟として養成過程に入る段階で職種間に子供の移動が見られ、また外から子供が流入する動きのあったことには驚かされた。「われわれは身分制社会ということに捕われて一八世紀以前の社会集団相互間の隔壁をあまりにも強固なものとして描いてこなかっただろうか」と氏は述べているが、同感である。旧説を意外な事実をつきつけることでつき崩していく社会史的研究の好個の例といえよう。

II

第二部「パトリオチズムと歴史の動員」は、田中正人氏と渡辺和行氏の論文が配されている。田中正人氏の「二人の子供時代のフランス巡歴」とその時代——第三共和政初期の初等教育イデオロギー——は、当時の代表的な中級過程読本教科書を素材とし

て、初等教育がいかなる文化規模体系を子供に注入しようとしたかを検討し、教育書を歴史学の素材としてどう扱うべきか、いろいろ教えられるところの多い論文である。教科書作者の意図が明らかにされた後、『フランス巡歴』の記述内容の時代性が、当時のフランスの時代状況や著者の意図（農村の子供を対象）との関連で適切に押さえられている。「おわりに」で、『フランス巡歴』は、『一体不可分の共和国』たる『祖国』フランスへの愛と義務意識とを植えつけ、あわせて『祖国』フランスという社会のなかで生きていくための規範の注入（社会化）を行うことを追求した」とし、さらに他の教科書などとの比較検討から、『フランス巡歴』の記述内容は第三共和政初期の初等教育全体のイデオロギー性を「かなりの程度まで代表していた」と結んでいる。氏は共和主義的党派性はやや薄められていると述べているが、評者にも愛国主義にしてもバランスがとれており、方言が罪悪視されているにしても、地方の文化にも目配りがあって、意外に公平な感じがあった。ただ、ひとつだけ疑問を呈しておく、政治的・社会的力学関係への配慮」だけでなく、百科全書的な伝統とか、あるいは共和主義イデオロギーのもつリベラルな側面とかも考慮すべきように思われる。

「科学と『祖国』——一九世紀後半フランスの歴史家とナンヨとナリズム——」と題する渡辺氏の論文は、一九世紀後半、とりわけ普仏戦争後、「国民的和解とフランス再生」への課題に献身し、「独立科学としての歴史学を誕生させ、教育改革に献身した」歴史家たちを対象とし、「制度改革と知の革新がナンヨナリズムと結合して新たな規範が生みだされるさま」を描いている。第二帝

政下におけるドイツの歴史学に対する深刻な立ち遅れの自覚化、そして高等研究院の創設（一八六八年）およびモノーによる『史学雑誌』の創刊（一八六七年）の、歴史学の制度化に果たした意義が強調される。とくに『史学雑誌』は「厳密に科学的立場を取り、政治的宗教的立場から自由」であり、同時にナショナルリズムによって鼓舞されていた。そして普仏戦争後の政治状況の中で、こうした歴史学者の側の動きと共和派の思惑がうまく一致し、共和政と歴史学の同盟が成立する。まことに論旨明快な論考である。ただ『歴史問題評論』（一八六六年創刊）と『史学雑誌』の違いがもうひとつ伝わってこないうらみがある。というのは前者も王党派的、カトリック的ではあっても一応実証的な方法を取っており、逆に『史学雑誌』も「愛國的共和的」であって、その限りでは「政治的宗教的立場から自由」であったわけではないからである。むしろ、単なる政党政派への帰属や親近性ではなく、両者の党派性の意味あいの差異を議論するか、あるいは実証性のレベルの違いを論じたほうが説得的であつたらう。

III

第三部「公教育のヤマス」の最初の論文、小林亜子氏の「（P.O.L.I.C.E）としての（公教育）——（祭典）の（ユートピア）と（学校）の（ユートピア）」は難解であるが刺激的な論文である。D・ジュリアや松浦義弘氏の主張とは違い、（祭典）を重視する教育論は、九三年以降ではなく、九一年初頭からすでに存在し、当初においては（祭典）と（学校）は（公教育）のなかで併存しており、むしろ九二年一月以降、これが崩れていくのである。同時に「初

等学校」重視の教育論は「家庭での教育」にたいする攻撃と表裏一体であり、アンシャン・レジーム期よりもさらに幼い頃からの寄宿舎への入寮が勧告される。したがって、教育の対象の縮小の結果として、（学校）が現れてくるのである。新しい社会の理想を目指したはずなのに、それがイスラエルのキブツを想起させるものを構想するようになる逆説的な現実には目を覚まさせられなかったが、いくつか疑問点が無いわけではない。たとえば、「（P.O.L.I.C.E）としての（公教育）」という点では同じであるという理由で、アンシャン・レジーム期の教育論と革命期の二つの段階のそれとの連続性が強調されているが、かなり疑問である。これに関連して九〇年の『連盟祭』の評価も首肯しがたい。なにごとく「野生的」であればよいということでもないと思うし、フォルクロールを尊重するだけなら教育は不要であらう。

小山静子氏の『（家庭教育）』の登場——公教育における『母』の発見——は、近代日本における「（家庭教育）」の登場の意味を考察した論考で、日露戦争前後の一九〇〇年代の家庭教育を論じた書物の分析を通じて、「（家庭教育）」が（公教育）全体とどのような関係にあったのか、また女性に何が期待されたのかを検討し、学校教育が家庭教育にとって代わっていったというような通説的な教育史理解の修正を試みている。当時の議論においては、学校教育にみあった家庭教育の担い手として母親の役割が強調されていた。また、通説とは違い、家庭を「家」の観点から解釈するのではなく、むしろ慰安所、愛情に基づく集団という観点から捉えており、「（家庭教育）」は、国家目標に向けて、学校教育を下から支えているものとして位置付けられていた。素人にも明快な議論であり、

とくに評者には当時の家庭教育論の世界史的な同時代性と、すでに寛政期から学校教育と家庭教育の近代化と国家統制が始まっていたという日本の先進性(?)が興味深かった。ただ森田伸子氏を批判して、「家庭教育」も母親もともに「私的なものとして自立し得ず、公教育体制のなかに組み込まれてしまっている」とされているのが、多少気にかかる。日本に関しては小山氏の言う通りなのであろうが、一九世紀のフランスのことに限れば、次の栖原氏の論文を読むと、森田氏の立論を可能にするような事実があるように思われるからである。

栖原彌生氏の「女子リセの創設と『女性の権利』」はフランスにおいて女子中等教育の転換点をなした女子中等教育法(通称カミーユ・セー法、一八八〇年成立)によって創出された女子リセの問題を扱い、法律の対象となった女性たちにセー法が具体的にどのような影響を与えたのかを探った好論である。第二帝政までの女子教育においては、ブルジョワの少女は、家庭教師により教育され、一、二、三歳になると、「家庭教育の延長として」修道院かパンシオンに預けられていた。第三共和政において、セー法が導入されたが、実際の教育内容は知育の面では、当初考えられていたものより後退し、結局それまでの教育と最も異なる点は、宗教教育を廃して共和国の道徳が導入されたこと程度であった。氏は、セー法に思想上の評価を与えたいうえで、知育を「子どもの教育者」として必要な範囲にとどめようとした、とその時代的制約を簡潔にまとめている。かつてブルジョワの夫婦には知的な格差が当然であり、男性だけのソシアリティを形成していたのだが、その左翼の後継者たちが、限界はあってもいまや夫婦の「精

神的離婚」の解消を言うようになることに、評者は一種歴史的な感慨を覚えた。なお細かいところであるが、デュパンルールの主張を取り上げて、「最大の問題は、何を改革するかではなくて、誰が改革するかであった」とされているが、問題点を指摘することと問題解決の意志、あるいは能力があるかどうかは別のことであり、また彼自身は当時の教会の一般的動向を必ずしも代表してはいなかったことに注意すべきであらう。

Ⅳ

第四部「同化と異化」には、移民の同化と統合の問題が扱われ、とくに山田史郎氏の論文と村上真弓氏の論文はともにイタリア人移民を対象にしており、比較史的な興味がそそられる。「移民のための教育、地域のための学校——あるイタリア系アメリカ人教師の試み——」と題する山田論文はニューヨークのイーストハーレムで、イタリア系アメリカ人の教育と地位向上に力を尽くしたレナード・コヴェロの生涯を追いつながら、二〇世紀初頭から一九三〇年代までの間の、移民・民族と学校教育の問題を考察している。まず、移民にとって「アメリカ化」とは「近代化」の側面とともに、「旧世界文化の否定あるいは放棄」の意味をも有したことが前提的に指摘される。コヴェロは、アメリカの学校教育がイタリア人移民にとり、親・年長者・家族への敬愛の念を喪失させる性質を持つものと意識されていることに気づき、移民固有の家族的・文化的伝統を尊重する方法によって、移民の「近代化」をはかろうとする。いわば、彼の活動は文化的多元主義の具体的実践の可能性を移民マイノリティの側から提示するものであった。

さらにプエルトリコ系、黒人という多民族との軋轢を解決すべく、彼は高校の校長として、自民族文化への自信と誇りを保持しながら、多民族の現状や文化についての理解をも共有できるように、異文化教育を導入する。こうした活動は、地域社会の民族的・文化的自律性を尊重したニューディール体制のなかに統合されていくのである。論旨は明快すぎるぐらいであり、説得的であって、その限りでは何も言うことはない。ただ、ないものねだりかもしれないが、もうすこしコヴェエロの教育実践の抱えていた(はずの)問題や限界も明確にしてもらいたかった。彼の実践が氏にとって理想なのかどうかも聞きたいところである。

次の「移民の『同化』とイタリア人集合体——両大戦期フランスの場合——」と題する村上真弓氏の論文は、フランスのイタリア人移民集合体を対象にし、なぜそれが時期的には両大戦間期にのみ普遍的に存在したのか、また、どのようにして発生し、消滅していったのかを再追跡し、フランス社会への統合が、民族的・文化的近接性のゆえに容易な過程であったという主張の妥当性を問うている。フランスのイタリア移民労働力人口の動態が紹介され、イタリア人移民集合体の形成のプロセスと、実際の生活が興味深い事実をもとに再構成され、さらに、イタリア・ファシズムの否定的影響や、イタリアとフランスの戦争の可能性が高まるなかで、敵国人としての処遇を受けないため帰化への動きが強まっていたいき、さらに移民第二世代では公立小学校への通学とレジスタンスへの参加を通して、「苦痛を伴」いながら「同化」していく様が描かれる。ただ、「おわりに」のところで、第二次大戦後、共同体としてのイタリア人移民集合体が消滅したことを、イタリア

人のフランス社会への「統合の結果でもある」とし、それはイタリア人の「同化」が「相対的に容易であることを証明するものであるが、他方ではフランス共和国の文化的強制力の強さを示している」としているが、本論部分では婚姻や、労働組合・政党のような労働者組織の役割の指摘のほうに印象に残り、本論と結論が乖離しているように思われた。また、氏はイタリア人移民集合体の消滅を否定的に評価しているが、ユダヤ人街の消滅はどう評価されるのであろうか。

藤川隆男氏の論文「白豪主義の『神話』——オーストラリアにおける中国人移民——」は、「同化」を拒否された中国人移民にスポットをあて、白豪主義を支えた人種主義思想の虚構性、その危険性に警鐘を鳴らしている問題意識旺盛な力作である。オーストラリアでの白豪主義研究そのものが白豪主義という人種主義的なバイアスを帯びていたことが指摘された後、キリスト教徒の増加を含め、経済的社会的に次第に中国人が同化を遂げつつあった一八八〇年代以降に白豪政策が確立していくことを指摘して、「異質で、同化は不可能」という理由で、白豪主義の採用を正当化する議論が、実態とかけはなれた中国人の「ステレオタイプ」をもとにした議論であること、そしてこの「ステレオタイプ」にあわせて現実をかえようとし、白豪主義が産み落とされたとしめくくっている。オーストラリアの歴史についてはまったく不案内で、氏の挙げられる事実のひとつひとつ新鮮であったが、二点疑問に思った点をべておくことにしたい。第一に、露骨な人種差別思想ではなく、「アジア人とわれわれは平等だ。しかし彼らはわれわれと異なっている」という論理でしか白豪政策を正当化できな

かったことに、なんらかの意味をもたせることはできないものであろうか。第二に、エスニシティーや文化的マイノリティーを重視するという論文集全体の立場との関連がわかりにくい。同化の事実を強調するあまり、氏の理論的立脚点がかえって不明確になっているのではないか。

第五部「身体と規範」はスポーツ、飲酒、娯楽に関わる三つの論文を集めている。「禁酒運動とアメリカ社会」と題する常松洋氏の論文はアメリカの禁酒運動を貫く理念は社会統制であり、「礼節」を核とする中産階級の行動様式の確立が具体的目標であったことを検証し、飲酒のあり方や、飲酒の社会的役割に目を向けている。表題と同様に、簡潔で要を得た文体は、よく対象とマッチしており、心地よいくらいである。まず一九世紀前半の飲酒と禁酒運動が取り上げられ、ついで禁酒法制定運動の母体たる反酒場連盟(ASL)の結成(一八九三年)までの経過と、ASLの運動の成功の要因が革新主義との関連とともに検討される。そして酒場の機能が指摘され、それが都市大衆のアメリカ社会への統合を阻止するものであるがゆえに廃絶されるべき存在とされたこと、そして飲酒の個人化と映画の登場が酒場離れをひきおこし、こうして移民もアメリカ社会へ統合されていったので、禁酒法が不要となり廃止されたのだ、と説く。ウィスキー、ビールなどの飲料の歴史や、酒場、映画館といった娯楽の場所の変遷に政治史がうまくミックスしており、感心させられる。だが、酒場に替わって映画館という構図は、すこし出来すぎの感がしないでもない。たとえば、あとの小澤氏の論文のなかででてくるベースボールはど

う位置付けられるのであろうか。

小澤英二氏の論文「世紀転換期アメリカにおけるベースボールと安息日」は、安息日を理由に禁止されていた日曜日のゲームが解禁、合法化される過程を追い、そこでの階級間の利害や価値観の対立がいかなる展開のもとに統合されていったのかを検討している。ナショナル・リーグは発足した当初、ベースボールを中産階級のための見せ物にしようとする努力し、労働者階級を締め出すために安息日における試合を禁止したが、労働者階級(その多くは移民)にファンが広がるにつれ、態度の変更は避けられなくなる。またWASPの勢力が強いところほど合法化が遅れ、さまざまな価値観が共存しているところほど早かった。そして、サンデー・ベースボールの合法化の過程では、一貫して「アメリカ的価値規範」への従属が唱えられ続けたのだが、実はそれ自体が具体的な内容を持たない、きわめてシンボリックなものに変化してしまっていた。スポーツ史を社会史と結合させた好論であり、歴史学プロパーの人間にはなかなか手がだせない領域であろう。もっとも、「アメリカ的価値規範」の内容分析には問題がある。スポルディングの定義(四六五頁)のなかの、たとえば「自制心」は、賭博や八百長の問題とからめて評価すべきであろう。また、移民がアメリカ社会に同化したので、サンデー・ベースボールを合法化しても問題が生じなくなるとも言えるのではないであろうか。

全体の末尾を飾るのは松井良明氏の「ブラッディ・スポーツと〈名譽の觀念〉——一九世紀イギリスにおけるボクシングの『改良』をめぐる——」である。ブラッディ・スポーツのひとつのプライズ・ファイトが、どのような「改良」を経て社会的に承認

され、現在のボクシングが成立したのかを追跡している。まずプライズ・ファイトの歴史がそのはじまりから検討され、名譽革命体制では、下層民衆のスポーツを保護するのは地方ジュントリにとって、社会關係を維持するために重要な手段であったが、その残虐性、八百長、群衆の暴徒化を理由に一八世紀後半から批判が激しくなったこと、しかし一九世紀半ばころからグローヴの着用を軸とした、「改良」が加えられ、「健康的な身体運動」として普及していき、それとともに〈名譽の觀念〉も、「規律・自制・協同」といったキリスト教的な道德倫理がつけ加えられていったところが明らかにされる。途中、脱線気味に技術論がやや長く続くところがあるが、息詰まるような緊張度の高い論文が続いたあとではかえって一服の清涼剤であった。ただ最後のところで、「改良」が加えられた際、「自己防衛術」といった目的が付随していたこと、ボクシングの軍事的価値なども無視できないことに触れているが、他の民衆娯楽にたいするプライズ・ファイトの特殊性をも少し意識すべきではなかったかと思われるのが惜しまれる。

* * *

さて最後に、この論文集全体を批評しなければならぬが、どのような形で評価を与えるべきか、迷いが生じる。というのは「社会史」といっても、「史」よりも「社会(学)」に重点が置かれている、この学際的な研究を、大文字の歴史学で培われた觀念で裁くことは不可能な気がするからである。それでもあえて、歴史学研究として論じてみることにしたい。

この共同研究の特徴として、まず各論文の問題意識が鮮明であ

り、その発想も現代的で違和感を感じなかったことをあげねばならない。従来、近代化と中央集権的な國家的統合に対する批判を前面に押し立てた議論との切り口の違いを示そうとし、一つの論文は学問的にも水準を越える質を持っている。第二の特徴として、モノグラフィイとしての論理性を破壊しないように社会的なディテールの導入を試みられ、エクリチュールの面でも、見るべき点がある。残念ながら、一部の論文をのぞいて、必ずしも成功しているとは言いがたいが、パストゥールでも満足な實驗室を持っていなかったとか(渡辺論文)、女性教員が結婚するのはスキヤンダルであったという事実(栖原論文)など、それ自体興味深い史実が論文に興行を与えている例は多い。

しかし、谷川氏の「序」で提起された方法に則って書かれた論文は意外に少なかったし、たとえば氏が批判された「統合するもの」国家」と「統合されるもの」民衆」の二項対立から脱却していない議論さえあったのは残念である。方向性はだされているが、なかばすでに既成化した説明の枠から完全には脱しきれていないという印象をもった。このことも関連するかもしれないが、問題関心は共通していても、そのヴェクトルの方向がちまちまなので、本を通読した印象としては、世界的な關係性とか、統一的な近代史のイメージが浮かび上がってこないのである。「まとめ」か「座談会」でも設けて、この書物に内蔵された豊富なデータを整理し、関連づけるべきではなかったであろうか。

ただ、テーマごとの構成になっている点だけみても、こうした感想を持つのは、執筆者諸氏の意図にそぐわないのであろう。紙幅も尽きたので、このあたりで筆を擱くことにしたいが、最後に

一言。歴史学として何が明らかになったかということよりも、むしろ評者は、史学史的な、さらには知識社会学の格好の対象となりうるという意味で、この本の持つ思想的な意義を高く評価したい。新しい知の共同のなかで、なにかが生まれつつある予感がある。もっとも、評者のように、文学部西洋史学出身の者の存立基盤を揺るがしかねないものになる不安はおおいにあるが。

問題意識はアクチュアルであり、かつ門外漢にもわかる形で論述されており、歴史学以外の一般読書人にも一読を勧めたい。誤読、誤解はもとより多々あるものと思う。執筆者諸氏のご寛恕を願うばかりである。

(A 5判 五〇二頁 一九九〇年三月 平凡社 三八〇〇円)

(島根大学法文学部助教)